

浅香山病院ケアプランセンター

指定居宅介護支援事業運営規定

第1章 総則

(事業所の名称)

第1条 この事業所の名称を浅香山病院ケアプランセンターと称する。

第2条 この事業所は、事務所を大阪府堺市堺区今池町3丁3番地16 公益財団法人浅香山病院内に置く。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第3条 この事業は、介護支援専門員が、要介護状態等からの相談に応じ、その心身の状況やその置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を元に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第4条 この事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、堺市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(厚生省令第38号、平成11年3月31日)を遵守する。

第3章 職員の職種、員数、及び職務内容

(職員の員数)

第5条 浅香山病院ケアプランセンターは、本事業を行うにあたって、次の職員を置く。

管理者	1名
常勤介護支援専門員	3名
非常勤介護支援専門員	0名

専従事務員（非常勤） 1名

(管理者)

第6条 管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、この規定を遵守させるため必要な指令命令を行うものとする。

(介護支援専門員)

第7条 介護支援専門員は、介護保険法第79条第2項第2号に基づき、厚生省令に規定される所定の研修を終了した者をもってこれにあてる。

介護支援専門員（業務の状況に応じて適宜増員する。）

- 2 介護支援専門員は、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握し、必要なサービス計画を作成するとともに、そのサービスが効率的に提供されるよう、サービス担当者会議の招集その他必要な連絡・調整を行うものとする。
- 3 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、継続して実施状況の把握を行い、必要に応じて連絡調整、または計画の変更を行うものとする。

第4章 営業日及び営業時間

第8条 浅香山病院ケアプランセンターの居宅介護支援事業の営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
- 3 ただし、緊急時及び苦情処理のため、時間外は電話転送にて24時間の対応が出来るようにする。

第5章 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第9条 居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をし、課題、目標、及び提供サービスの内容、費用負担等を書面にして利用者に手渡し、同意を得るものとする。

- 2 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を断続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。このため、最低1ヶ月に1回もしくは必要に応じて随時家庭訪問等を行うものとする。

第10条 課題分析にあたっては、基本的には「MDS-HC」方式を用い、要介護高齢者等の状況その他の要件により適切な様式が考えられる場合にはそれを用いる。

第11条 サービス担当者会議については、浅香山病院ケアプランセンターにて開催する。ただし、必要に応じ、利用者宅やその他関連施設内等で開催する。

(利用料)

第12条 利用料については介護報酬の告知額と同様とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて居宅を訪問し、事業を行う場合は交通費として1回500円を徴収する。

第6章 通常の事業実施地域

第13条 浅香山病院ケアプランセンターの通常の事業の実施地域は、堺市の区域とする。
(地域別一覧表を別紙添付)

第7章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

第14条 従業員は業務上知り得た秘密を保持する。

- 2 サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を提供する場合においては、当該利用者及び家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 利用者からの提供されたサービスについての苦情は、別に定める方針に基づき、迅速勝適切に対応するものとする。

- 2 提供した居宅介護支援について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、当該市町村から指導または助言を受けた場合においては、必要な改善を行う。
- 3 自らが居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する利用者の苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てについて、必要な援助を行う。

(記録の整備)

第16条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援に関する記録を整備すると共に、その完結の日から2年間保存する。

(職員研修)

第17条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の質的向上を図るために研修の機会を下記の通り設けると共に、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

第8章 附則

第18条 この規定は、平成12年4月01日より施行する。

この規定は、平成16年4月12日より施行する。

この規定は、平成17年4月01日より施行する。

この規定は、平成17年7月01日より施行する。

この規定は、平成18年6月16日より施行する。

この規定は、平成 18 年 9 月 01 日より施行する。
この規定は、平成 19 年 6 月 01 日より施行する。
この規定は、平成 19 年 7 月 26 日より施行する。
この規定は、平成 19 年 12 月 16 日より施行する。
この規定は、平成 20 年 3 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 21 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 22 年 1 月 16 日より施行する。
この規定は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。